

11月2日、団体交渉報告

11月2日、東海村の機構本部にて、団体交渉が行われました。主な議題は、2011年度秋期賃金・労働条件改善要求に対する回答です。単組独自団交としては第63期執行委員会では初めて、また10月に機構側労務担当者は、労務担当理事をはじめ多くが交代してはじめての団体交渉でした。

☑2011年度賃金改定について

人事院が引き下げ勧告した改定は行わないー 給与削減は行うかもしれない

先の給与構造見直しに伴う現給保障打ち切りを行わない

初任給も改定しない

☑定年延長について

早くお話ししなければならぬと思っている

☑職種の変更に関して

職種の変更には本人の同意を必要とするー 職種は、名目だけの話ではない

主なやり取り:

労務担当理事(廣井氏): 東日本大震災では、機構自体の被害の復旧作業、福島第1原子力発電所の事故支援など、職員の活動に感謝している。感謝の意を職員に伝えて欲しい。一日も早く復旧させたい。引き続き協力をお願いしたい。

労組: 事故対応など、なすべきことを行うのは当然と考えている。

機構: (回答書読み上げ)

要旨: 平成23年度の給与については10月28日の閣議決定の趣旨を考慮し、人事院が引き下げ勧告した改定は行わない。

臨時職員の賃金については、本年5月に回答したとおり。

研究系職員の処遇について 研究員・技術員制度や職種変更制度を定め、機構内に周知徹底を図っており、今後も適切に運用し、必要な改善も図って行きたい。

福利厚生については、近年の社会情勢では公費支出が難しい。震災で運用停止している大洗研究センター南食堂と原子力科学研究所食堂については、平成24年度

の早期に再開できるよう関係部署と調整を図っている。また利用者の減少を回復するための施策を検討しており、利用者へのアンケート調査も行う。

定年延長については、国や他の独立行政法人の状況を踏まえて検討したい。非常勤嘱託の原子力健康保険の取り扱いについては、国のガイドラインを踏まえ、非加入としている(かえるつもりはない)。

。。。。他略

労組: 労組の要求は賃上げであるから、上げないというのは不満である。また、我々は、国家公務員ではないのに、人事院勧告を基準にした回答などしないで欲しい。それはともかく、「給与改定を行わない」ということは、これで2011年度の賃金を確定したいということか?

機構: 。。。。。。

労組: 「そうです」と返事がないのはどういうこと?

機構: 給与表は改定しません。

労組: 給与表は本給を決めるものでしょ。それが変わらなければ、少なくとも本給はかわらないと考えてよいのでしょうか?

機構: いや、給与表が変わらなくとも。。。。

震災を踏まえて、国の対応。。。

労組: 現政権が行おうとしている国家公務員の給与削減が行われれば、機構も削減するというのはですか? 国家公務員に関しては、人事院勧告を無視して、別に大幅な給与削減(平均マイナス7.8%にもなるといわれている)を行うということは憲法違反と考えるが、それをまた独立行政法人である我々に持ってくるというのはのなおさら納得できない。

機構: 国家公務員の給与削減は、東日本大震災の復興のためである。震災では、福島第1原子力発電所の事故もある。原子力機構として事故に対する責任を考えれば、国の対応を無視できない。

労組: 原発事故が、原子力機構に責任があるという機構の認識ははじめて聞いた。こんな事故を防げなかったということに原子力機構は責任があり、反省しなければならないとして、減額処分をというなら理解はできる。全面的責任ではないが、今回の事故に責任を感じるという認識を我々も認める。しかし、機構上層部からそんな認識を聞いたことがない。それなのに原発事故に言及するのは、理解できない。福島対応では多くの職員が、大変な仕事をしているのだ。その上さらに給与を減額されてはたまらない。

機構: 理事長は、「申し訳ない」と言っていたと思いますが。

労組: その程度の言葉では、お見舞いの意程度で、本当の責任表明ではないでしょう。何が悪くてこの事態に至ったのか、機構の何がまずかったのか表明しなければ、本当に責任を認識していることにはならない。上層部のそういう意味の発言を聞いたことはない。

機構: ……。給与表は改定しません。

労組: 給与表は本給を決めるものでしょう。それを変えないといいつつ、減額の可能性を匂わせるのはおかしい。わけのわからない言葉遣いで減額などを考えないで欲しい。今交渉しているのは今年の4月1日からの賃金のはず、それが半年たってもまだ確定しそうもないというのはおかしい。減額措置を国がやるにしても、「ここまできては機構としては措置をする時間がない」と断るべきだ。地方自治体は、そうしているところもあるはず。

お隣の組合が所属している連合は、「人事院勧告を無視して、減額措置のほうをやれ」と言っているが、我々は、労働者側から下げろというつもりはない。

機構: 国の動きは無視できない。

<定年延長>

労組: 定年延長はどうなっている？平成25年度に実施するとすれば、少なくとも1年以上前に制度の姿がわかり、考えられるように提示すべきである。制度の内容、賃金水準など労使交渉の時間も必要。

機構: 早くお話しなればと思っている。

<福島対応などを含む勤務管理、健康管理>

労組: 福島対応に機構が取り組むことは必要と考えている。しかしそのための負担は大きい。多くの職員が次々と福島対応に向かい、研究や現場の業務に支障も出ている。福島対応に従事した職員の中には、心身ともにつかれきってしまうものもいる。特に電話対応では消耗する人が多い。相談窓口の人が、健康相談に行かなければならなくなる事態も出ている。いつまでやるつもりなのか？

機構: 負担が大きいのは認識している。福島支援では、輪番から、ある程度要員を固定していつている。地区の除染実証作業などが入っていく中、集約化へ変えていく。メンタルも含めた健康相談もきちんと対応する。

<人材育成、定員、研究員の処遇問題、職種変更に関する同意確認>

労組: 研究職の処遇問題では、見直しを話し合おうということになっているが、一向に進んでいない。本来、国家公務員では、研究職は、給与表そのものが行政職とは別になって優遇されている。旧原研では、給与表を別にせず、代わりに研究手当てを支給していた。ところが研究員・技術員制度にかえられ、「認定」などが入ってしまった。我々は本来の姿にしたいと考えている。

機構: (交渉、検討は進めるとの意味の発言、人事異動直後のためか、回答は若干混乱)

労組: 職種変更に関して労使間の合意事項について確認したい。「研究職、技術職、事務職の職種変更は、本人の同意が必要であり、仕事の都合で勝手に変更を押し付けるものではない」という労使間の合意があると考えているがよいですね。またそこでは、名目上の職種だけではなく仕事の内容も含むという考えでよいですね。

機構: 研究職に企画へ行ってもらったり...はありますが、何か？

労組: 機構の中の仕事が大きく変化する中、研究職なのに研究からまったく離れた職務を強要される懸念がある。研究職というタイトルだけ残せばよいのではないということ。一時的に研究的な仕事以外が入るにしても、本人の同意なしに研究からはずしてはならない。

機構: 職種の変更は本人の同意あるいは希望が要件ということは、労使間の合意です。ただし、研究テーマの変更に同意が必要とは言っていない。

<職場の環境放射能>

労組: 原発事故で広範な地域が放射能汚染されたが、機構の構内も例外ではない。事故当初と違い、今では雨風など、ある部分では薄まるものの、ある部分では線量率が高いままだったり、集めてホットスポットになっている場所もあるはず。構内や職場の環境放射能を測定し、高いところは表示するなど注意を促すことを求める。あちこち測定に行っていないながら、自分の近くの測定がされてないのは笑い話になる。

機構: 線量率は下がっていると思っていましたが。...人手が足りなく...

労組:線量率が高い例を挙げ... 保物に測らせろといっているのではない。各施設には、線量計や測れる人がいる。施設周辺だけでも分担して測ってもらえばよい。線量率を掲示するなど、適切な警告を個別にすることを認めればよい。

機構: わかりました。

——以上